

総会

配布：一般

2013年12月10日

第68会期

議事日程議題 99 (aa)

2013年12月5日に総会により採択された決議

[第一委員会の報告書 (A/68/411) に基づく]

68/32 核軍縮に関する総会の2013年ハイレベル会合に対するフォローアップ

総会は、

2012年12月3日の総会決議 67/39 を想起し、

2013年9月26日の、核軍縮に関する総会のハイレベル会合の招集を歓迎し、そして核兵器の全面的廃絶の目的を進めることに対するその貢献を認識し、

全ての者のためのより安全な世界を求めることおよび核兵器のない世界で平和と安全を達成することの重要性を強調し、

核軍縮の効果的な措置が、第一回国連軍縮特別総会で確認されたように最優先であることを再確認し、

核軍縮および核兵器の全面的廃絶が、核兵器の使用または使用の脅威に対する唯一の絶対的保証であることを確信し、

核兵器自由地帯の確立により、並びに核兵器計画の自発的な放棄または自らの領域から全ての

核兵器の回収により、核軍縮の目的を実現することに向けて数か国により行われた著しい貢献を認識し、そして中東における核兵器自由地帯の速やかな確立を強く支持し、

大量破壊兵器、とりわけ核兵器の廃絶に向けて努力し、核の危険を除去する方法を特定するための国際的な会議を招集する可能性を含む、この目的を達成するために開かれた全ての選択肢を維持する、国際連合ミレニアム宣言¹に含まれた、国家および政府の長の決意を想起し、

軍縮の分野における国際連合の中心的役割を再確認し、そしてまた第一回国連軍縮総会で総会により負託されたような多数国間軍縮組織の継続的な重要性と妥当性を再確認し、

核軍縮の目的を達成することにおける、非政府組織、学界、国会議員およびマスメディアを含む、市民社会の重要な役割を認識し、

核兵器の使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を共有し、そしてこの文脈において国際人道法を含む、適用可能な国際法を常に遵守する全ての国家の必要性を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約²の第6条において、とりわけ核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、誠実に交渉を行うことを約束した、当事国の厳粛な義務に注意し、

核軍縮の実現に向けて共同して作業することを決定して、

1. 2013年9月26日に開催された、核軍縮に関する総会のハイレベル会合で表明された、核兵器の全面的廃絶を達成するための緊急且つ効果的な措置を採ることに対する強い支持を強調する。

2. 法的義務の迅速な遵守および核軍縮に関して約束された公約の遂行を求める。

¹ 決議 55/2.

² 国際連合、条約集、第 729 巻、No.10485.

3. 核兵器に関する包括的条約を求めるハイレベル会合で表明された広範な支持を是認する。
4. 核兵器の所有、開発、製造、獲得、試験、貯蔵、移譲、使用または使用の脅威を禁止しまたその破壊を規定する核兵器に関する包括的条約の早期の結論を求める軍縮会議における交渉の迅速な開始を求める。
5. 事務総長に対し、核兵器の全面的な廃絶の目標を達成することに関する加盟国の見解、とりわけ核兵器に関する包括的条約の要素に関するものを求めること、またそのうえに総会の第 69 会期に総会に報告書を提出すること、そしてまた軍縮に関する会議に同報告書を伝えることを要請する。
6. これに関連して為された進展を再検討する核軍縮に関する国際連合ハイレベル国際会議を、遅くとも 2018 年までに、招集することを決定する。
7. 核兵器のない世界という共通の目標を達成することに向けた国際的な努力を動員するため、核兵器により人類に対して与えられた脅威およびその全面的な廃絶の必要性についての市民意識と教育を向上することを通じたものを含んで、この目的を促進することに専念する核兵器の全面的廃絶のための国際デーとして 9 月 26 日を宣言する。
8. 事務総長に対し、国際デーを祝いそして促進するために必要なあらゆる準備を行うことを要請する。
9. 加盟国、国際連合制度および非政府組織、学界、国会議員、マスメディアや個人を含む、市民社会に対し、教育と国民の意識向上活動のあらゆる手段を通して国際デーを祝いそして促進することを求める。
10. 事務総長に対し、総会の第 69 会期に総会に本決議の実施について報告することを要請する。
11. 「一般のおよび完全な軍縮」と表題のついた項目の下で、「核軍縮に関する総会の 2013 年

ハイレベル会合のフォローアップ」と表題のついた部分項目を、総会の第 69 会期の暫定議事日程議題に含めることを決定する。

第 60 回本会議

2013 年 12 月 5 日